

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成23年11月 2 日

(平成22年度決算)

(土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年11月2日(水曜日)

午前10時0分開議

午後0時10分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成22年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 平成22年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 平成22年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 藤川 隆 夫

副委員長 守田 憲 史

委員 早川 英 明

委員 岩下 栄 一

委員 城下 広 作

委員 鎌田 聡

委員 池田 和 貴

委員 田代 国 広

委員 松岡 徹

委員 淵上 陽 一

委員 高木 健 次

欠席委員(2人)

委員 村上 寅 美

委員 松田 三 郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部 長 戸 塚 誠 司

政策審議監 鷹 尾 雄 二

道路都市局長 野 田 善 治

河川港湾局長兼

土木技術審議監 上 谷 昌 史

建築住宅局長 生 田 博 隆

監理課長 金 子 徳 政

監理課政策調整審議員 成 富 守

用地対策課長 成 瀬 茂

土木技術管理課長 西 田 浩

道路整備課長 増 田 厚

道路保全課長 亀 田 俊 二

都市計画課長 内 田 一 成

下水環境課長 軸 丸 英 頭

河川課長 林 峻一郎

港湾課長 手 島 健 司

砂防課長 高 永 文 法

建築課長 坂 口 秀 二

営繕課長 田 邊 肇

住宅課長 平 井 章

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 中 山 寛

首席審議員兼会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 恵 則

首席審議員兼監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦

議事課課長補佐 平 田 裕 彦

午前10時0分開会

○藤川隆夫委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

これより土木部の審査を行います。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○戸塚土木部長 平成22年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきます御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

○藤川隆夫委員長 部長、着座どうぞ。

○戸塚土木部長 失礼します。各部局の共通事項として御指摘のありました「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず、取り組みが不十分である。また、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものについては、所要の措置を講じること。」についてでございます。

収入未済の解消につきましては、部内関係課による検討会を立ち上げ、未収金解消に向けた実効的なマニュアルの見直しや整備に取り組んできたところでございます。また、督促状の送付などはもとより資産調査の実施、夜間や休日徴収を実施するなど収入未済の解消に努めるとともに、収納が見込めないものにつきましては、会計規則に基づき適正に不納欠損処理を行っております。さらに、県営住宅使用料につきましては、明け渡し訴訟や強制執行、即決和解などの法的措置の積極的な実施など、徴収促進に努めてきたところでございます。

その結果、海砂利採取関連未収金及び行政代執行費の特異な事案を除けば、約4,290万円の減となったところでございます。今後も引き続き未収金の解消に取り組んでまいりま

す。

次に、土木部関係で御指摘のありました「数次にわたる経済対策と2月補正の経済対策を合わせた13カ月予算の関係から、約516億円の繰り越しがなされている。原因としては、地元住民や関係機関との調整に時間を要していることや用地取得の難航によるものということであるが、事業の繰り越しを少なくするため、計画的な用地取得や事業の進行管理の徹底に努めること。」についてでございます。

繰り越しの軽減に向け、初任者・中堅者等の部内研修を実施し、資質及び技術力の向上に努めました。さらに、各事業主管課及び出先機関長会議や文書により、計画的な用地取得や進行管理を徹底し繰り越し縮減を図るため、所要の措置をとるよう指示をしたところでございます。

なお、平成22年度から平成23年度への繰り越しにつきましては、前年度の約516億円に対しまして43.6%減の約291億円へと縮減を図ったところでございます。

次に、「建設産業については、地域経済や雇用を支える重要なものであることを踏まえ、品質にすぐれた施工の確保に努めるとともに、建設産業の振興・支援を行うこと。」についてでございます。

まず、品質にすぐれた施工の確保についてでございますが、入札において、施工体制確認型評価方式を、最低制限価格が設定されていない設計金額が5億円以上の工事まで拡大し、ダンピング受注の防止を図るとともに、機会をとらえて工事の監督や段階検査を的確に実施するように指導してまいりました。

次に、建設産業の振興や支援についてでございますが、新熊本県建設産業振興プランやアクションプログラムに基づき、合併企業の格付における優遇措置の継続や合併事務費補助金の拡大、新分野進出を図る企業が行う調査・研究費用等に対します補助金の創設、土

木一式工事に係る格付・発注標準及び最低制限価格の算定方法などの入札契約制度について改善を行いました。

続きまして、土木部の平成22年度決算の概要を、お手元に配付されております決算特別委員会説明資料の方で説明させていただきます。

表紙をめくっていただきして、1ページをお願いいたします。

平成22年度歳入歳出決算総括表でございますけど、これで御説明させていただきます。

まず、このページの左側の部分にあります歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして収入済み額、最下段の中ほどでございますけど649億2,740万5,000円、その隣の不納欠損額3,177万4,000円、そして収入未済額3億2,994万9,000円となっております。

不納欠損額の主なものは県営住宅使用料となっております、また収入未済額の主なものは、県営住宅使用料及び海砂利超過採取過料等となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、右側の歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、最下段でございますけども、支出済み額が1,139億3,102万8,000円、翌年度繰越額は291億1,911万2,000円、不用額は19億9,513万2,000円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したことなどによりまして工期が不足し、やむを得ず23年度へ繰り越したもので、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、事業実施後の執行残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、平成22年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○藤川隆夫委員長 引き続き、各課長の説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課長の金子でございます。

まず、今年度定期監査において、土木部内すべての課で公表事項はありません。

次に、監理課の決算の概要について御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料をお願いいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから3ページにかけましての使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページ中段の国庫支出金、それに3ページから4ページの財産収入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、4ページ下段の繰入金につきましては、用地先行取得事業特別会計及び幹線道路整備基金から一般会計への繰入金で、不納欠損額、収入未済額ともございません。

5ページの諸収入でございますが、収入未済額1,378万8,000円、不納欠損額4万6,000円となっております。これにつきましては、附属資料の104ページをお願いいたします。

まず、1番目の項目の1段目、工事契約違約金でございますが、収入未済額69万1,000円となっております。これは請負業者が倒産等により契約を解除した際の違約金で、代表者の死亡や行方不明等のために収入未済になっているものでございます。なお、不納欠損

額4万6,000円につきましては、裁判所による破産手続が終了したため配当金を受領し、残りを不納欠損処分したものでございます。

また、未収金対策につきましては、105ページの4の記載のとおり、現在、代表者所在不明等につきましては、引き続き所在確認調査や登記簿の確認を行うなど、未収金の解消に努めてまいります。

次に、項目1の2段目の行政代執行費でございますが、収入未済額1,219万7,000円となっております。これは起業者である国土交通大臣から県知事に代執行の請求があり、昨年12月から本年2月にかけて行った白川改修工事に係る行政代執行費用でございます。3月に納入義務者に請求しましたが、納入が行われず収入未済になっておるものでございます。なお、本年8月に差し押さえを行い、28万9,715円を取り立てております。

次に、1番の項目の3段目の雑入でございます。収入未済額89万9,000円となっております。これは請負業者が倒産により契約を解除した際の前払金の出来高不足分を返納する際の利息相当分を請求したもので、工事契約違約金と同様に、代表者の死亡や行方不明等のために収入未済になっているものでございます。なお、分納中だった1件、1万8,000円については本年4月で完納となっております。

次に、説明資料にお戻りいただきたいと思っております。

説明資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。土木総務費において4,924万8,000円の不用額を生じておりますが、これは主に人件費の執行残及び行政代執行費やCALS/EC事業等の入札に伴う執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして、1,123万3,000円の不用額を生じております。これは建設業許可申請及び経営事項審査件数が

少なかったことによる、データ入力業務委託料等の執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。歳入についてでございますが、財産収入、繰越金とも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、繰越額等はありません。

以上で監理課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○増田道路整備課長 道路整備課長の増田でございます。説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の10ページから12ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金、諸収入でございます。

主なものについて御説明いたします。

10ページの表の4段目をお願いいたします。

土木費国庫補助金で、予算額に対し48億1,987万1,000円の減となっております。これは繰り越し及び事業費確定に伴うものがございます。

次に、11ページの5段目をお願いいたします。

諸収入で、予算額に対し2億1,837万4,000円の減となっております。これは主に繰り越しに伴うものでございます。

また、12ページにおきまして、雑入で予算現額と収入済み額との比較で1億3,352万5,000円の増となっております。この主な理由といたしましては、過年度国庫支出金の受け入れによるものでございます。

同じく、雑入の欄におきまして、収入未済額が10万3,000円でございますが、これは後ほど附属資料にて御説明いたします。

なお、道路整備課におきましては、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

13ページをお願いします。

2段目をごらんください。道路橋りょう総務費の不用額9,632万7,000円の主な理由といたしましては、国直轄事業負担金の減及び人件費の残でございます。

次に、道路新設改良費の不用額6億1,863万6,000円の主な理由は、事業実施不能箇所の発生に伴う減、受託事業の減、経費節減に伴う執行残によるものでございます。事業実施不能箇所につきましては、交通連携推進事業等の道路改築事業において、用地補償交渉における移転先の検討、関係相続人間の紛争の発生等により時間を要し、契約や工事ができなかったことに伴うものでございます。

続きまして、翌年度の繰越事業及び収入未済に関しまして、附属資料で説明させていただきます。

翌年度の繰越事業につきましては、附属資料の1ページから27ページまでに上げておりますが、27ページをお願いします。

27ページの最下段になりますが、道路整備課計は187カ所で、23年度への繰越額は95億8,941万3,000円でございます。繰り越しの理由は、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整備や用地補償交渉の難航及び工法の検討協議に不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、収入未済についてでございます。

同じく附属資料の106ページをお願いいたします。

一番上の表の収入未済額欄に10万3,000円とございますが、これは受注事業者の倒産により契約を解除した際の前払金の出来方不足分が返納されるまでの間の利息相当分でございます。平成20年度に発生した未収金でございますが、当該事業者におきましては、破産手続が終了しましたことから、現在、不納欠損処理手続の準備を行っているところでござ

います。

以上をもちまして道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○亀田道路保全課長 道路保全課長の亀田でございます。

説明資料に基づきまして説明いたします。

まず、歳入につきまして御説明いたします。

資料の14ページからでございます。

分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともございません。

15ページをお願いいたします。

中ほどに記載しております使用料及び手数料のうち道路占用料につきましては、調定額2億9,560万円余に対しまして2億9,369万円余を収納しており、収納率で申しますと99%以上となっております。一方、不納欠損額が72万円余発生しておりますが、これは納入義務者である法人が倒産してしまい差し押さえる財産もなかったために、やむを得ず不納欠損処分を行ったものでございます。

また、収入未済額が118万円余発生しております。この解消につきましては、関係する各出先機関において、所在不明者の追跡調査や債務の差し押さえによる強制徴収を行うなど、収入の確保に努めてまいります。

次に、最下段の国庫支出金につきましては、予算額に対し23億8,427万円余の減となっておりますが、これは16ページから17ページに記載のとおり、主に事業の繰り越しによるものでございます。

次に、17ページの下から3段目の土地売払収入についてですが、これは道路のつけかえなどによって生じた不用地を売却して得た収入でございます。今後も引き続き積極的に売却を進めたいと考えております。

次に、18ページをお願いします。

雑入につきまして、収入未済額が920万円

ほどございますが、これは道路損傷行為等による原因者負担金と工事請負契約解除に伴う前払金余剰額利息の合計でございます。主に経営不振や行方不明などにより計画どおりの納付がなされなかったものでございます。この解消につきましては、所在不明者の追跡調査や預貯金調査等を行い、収入の確保に努めてまいります。

歳入につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出でございますが、19ページをお願いします。

道路橋りょう総務費の不用額1,544万円余については、経費節減によるものでございます。

道路維持費の不用額1億5,455万円余のうち、7,000万円余は経費節減によるものでございます。これを差し引きしました8,400万円余は、除雪対策費用として年度末までに確保していた費用でございます。昨年末からことし初めにかけての大雪には、除雪対策として約1億2,000万円支出しております。例年であれば、2月から3月に約1億円の除雪費用が必要であるため確保しておりましたが、実際の支出が約2,000万円程度にとどまったために不用とするものでございます。

20ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額5,801万円余及び橋りょう維持費の不用額4,126万円余は、いずれも経費節減によるものでございます。

歳出につきましては以上です。

最後に、繰り越しにつきましては、附属資料で御説明いたします。

道路保全課関係につきましては、28ページから57ページまでとなっております。57ページに道路保全課分の合計を記載しておりますので、そちらで御説明いたします。

道路保全課全体では222カ所、50億6,617万円の繰り越しとなっております。

主な理由としましては、関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと及び現場施工

条件の悪化等による工法協議に日数を要したため、いずれも当初に想定できなかった支障が生じたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○内田都市計画課長 都市計画課長の内田でございます。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の21ページから26ページに記載をしております。

内容につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入、繰越金でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、23ページをお願いいたします。

4段目の国庫補助金の計でございますが、予算に対し23億1,919万円の減となっております。その主な原因は、平成22年度から導入されました社会資本整備総合交付金事業の平成23年度への繰り越しのためでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

3段目の財産収入の項目につきましては、5段目の緑の基金預金利子が263万8,000円の減となっておりますが、くまもと緑・景観協働機構の事業の財源であります緑の基金の運用利子の減によるものでございます。

また、その次の段の不用品売払収入の267万円の増につきましては、新幹線事業に関連します田崎陸橋撤去に伴います廃材の売却益でございます。

次に、歳出につきましては、27ページから29ページに記載をしております。

27ページをお願いいたします。

上から4段目、景観整備費の不用額1,813万円は、経費節減に伴う執行残によるものでございます。

その次の段の新幹線建設促進事業費の不用額3億1,319万7,000円の主なものは、鉄道・

運輸機構への事業費負担金が確定したための減でございます。

また、予算に対し17億2,263万1,000円の減となっておりますが、その主な原因は、平成23年度への繰り越しのためでございます。

28ページをお願いいたします。

都市計画費は、都市計画総務費、土地区画整理費、街路事業費、都市公園費で構成されています。最上段に記載しております都市計画費の不用額3,692万5,000円は、経費節減に伴う執行残によるものでございます。また、予算に対し45億3,176万円の減となっておりますが、その主な要因は、平成23年度への繰り越しのためでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきましては、別冊の附属資料58ページから64ページに記載をしております。

附属資料の64ページをお願いいたします。

明許繰越でございますが、最下段、都市計画課の繰越額計は59億426万9,000円でございます。繰り越しの主な理由は、鉄道・運輸機構の事業費が繰り越しになったことによるもの、関係機関との協議に時間を要したもの、補償交渉等に日数を要したものなどでございます。

以上が都市計画課の平成22年度決算に関する概要説明でございます。よろしくお願いたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課長の軸丸でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料30ページをお開き願います。30ページから31ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

30ページの上から2段目の国庫補助金につ

なっておりますのは、主に31ページの上から2段目、農山漁村地域整備交付金の繰り越し及び事業費確定に伴うものと、下から3段目の地域活性化交付金(きめ細かな交付金)の繰り越しによるものでございます。

続きまして、32ページと33ページは一般会計の歳出でございます。

32ページの上から3段目、環境整備費の不用額が4,127万円となっておりますが、これは備考欄に記載しております浄化槽整備事業、この事業は浄化槽設置者に対し補助を行う市町村に対して県費補助を行うものでございますが、浄化槽設置の確定数が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

34ページをお開き願います。

まず、流域下水道事業特別会計の歳入についても、不納欠損額、収入未済額はございません。

34ページの一番上の段の分担金及び負担金で、予算に対し5,121万4,000円の増となっておりますのは、3カ所の流域下水道への流入汚水量が見込みよりも多く、実績計算によって市町村からいただく維持管理負担金がふえたことによるものでございます。

また、35ページの一番上の段の国庫支出金で、予算に対し3億3,000万円の減となっておりますのは、事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、36ページの上から4段目の繰越金でございますが、予算に対しまして15億192万6,000円の増となっておりますのは、主に前年度までの特別会計の繰越金でございます。

37ページの一番上の県債について、予算に対し8,960万円の減となっておりますが、これは主に流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

38ページから39ページまでが歳出でございます。すべての不用額は3カ所の流域下水道

の維持管理費及び建設費に係る執行残によるものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の65ページをお願いいたします。65ページから67ページまでが、下水環境課における繰越事業でございます。

一般会計につきましては、66ページの一番下の段をごらんいただきたいのですが、17カ所で合計4億9,543万8,000円の繰り越しがございます。

また、特別会計につきましては、67ページの上段に記載のとおり、5カ所で5億503万7,000円の繰越金がございます。

これらのうち、単独処理浄化槽転換事業の15件、4億7,507万9,000円につきましては、緊急経済対策関連交付金を活用した2月補正の事業であるため年度内完了が困難になったものであり、その他につきましては、河川協議に時間を要したことなどによりやむなく繰り越したものでございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○林河川課長 河川課長の林でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の説明資料に沿いまして、河川課の決算につきまして御説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

歳入でございます。最上段が分担金及び負担金になります。これは海岸事業に伴う市町分担金、それから河川総合開発事業に伴う利水者負担金でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

下から3段目は、使用料及び手数料でございます。下の41ページにかけてが内訳になります。

まず、収入未済額といたしまして、41ページの最上段の河川敷占用料で25万7,000円、

3段目の海岸占用料で22万2,000円が生じております。これらはいずれも法人の倒産、経営状況の悪化、占用者の所在不明などによるものでございます。

この収入未済につきましては、出先機関と連携しながら解消に努めているところでございますが、引き続き解消に向け努めてまいります。

次に、下から3段目の国庫支出金でございます。予算現額と収入済み額との比較の欄が10億9,649万6,000円の減となっております。この内訳につきましてはその下から43ページの2段目までに示しておりますが、災害復旧事業や国庫補助事業等の繰り越しが主な理由でございます。

43ページの上から5段目の財産収入、最下段の繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額、いずれもございません。

次に、44ページをお願いいたします。

最上段の諸収入でございますが、収入未済額として1億2,594万1,000円が生じております。

内訳でございますが、まず45ページの最下段の雑入で1億1,139万1,000円となっております。これは備考欄に記載しておりますが、海砂利超過採取事件に係る過料と不当利得返還請求金の合計になります。なお、この2件につきましては同一業者によるものでございます。平成20年度に当初の許可量を大幅に超過採取いたしまして不当に利得を得ていたことから、本来納めるべき海砂利採取料を不正に免れていたということで、県の一般海域管理条例に基づき過料、民法に基づき採取料を不当利得返還金として請求しているものでございます。今後は、該当業者に早急な納入を促すとともに、法的措置による徴収も検討してまいります。

次に、46ページをごらんください。

3段目の年度後返納の収入未済額1,455万円につきましては、工事前払金の返納金でござ

ざいます。本件は業者の経営悪化により返納できずに未収金となっているものでございます。なお、倒産などによる契約不履行ではないことから、保証会社の保証対象には該当せず、前払金の返納を業者に求めているものでございます。現在は、この法人が清算手続中ですので、その状況の把握に努めてまいりたいと思います。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

47ページをごらんください。

まず、河川海岸総務費につきまして1億6,020万3,000円の不用額を生じております。これは主に国直轄事業における執行残によるものでございます。

その下の河川改良費につきまして3,137万1,000円の不用額を生じております。これは主に河川等災害関連事業の国庫内示減と事務費の執行残によるものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

2段目の水防費でございます。155万2,000円の不用額は執行残でございます。

続きまして、3段目の災害復旧費で4,172万3,000円の不用額を生じております。これは主にその下の河川等補助災害復旧費におきまして、予算額の算定に使用します査定単価に比べまして、工事発注の際に使用します実施単価との差があったことと、入札残などの理由により工事費用が少なく済んだために内示も減になったものでございます。

最下段の河川等単県災害復旧費の不用額341万円につきましては執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

恐れ入りますが、附属資料の68ページをお願いいたします。

平成22年度の繰越事業調べでございます。68ページから75ページまで繰越事業を掲載しております。

75ページの最下段をごらんください。河川課分の総計でございますが、83カ所、30億1,064万4,000円が翌年度への繰り越しになります。これらにつきましては、地元や関係機関との調整、用地交渉などに不測の日数を要したため、やむなく次年度に繰り越したものでございます。いずれも既に発注済みもしくは発注等の手続中で、年度内に完了する予定でございます。

以上で河川課の説明は終わります。よろしくお願いたします。

○手島港湾課長 港湾課長の手島でございます。

港湾課は、一般会計と2つの特別会計がございます。

資料の49ページをお願いいたします。52ページまでが一般会計の歳入になります。

分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済はありません。

下から3段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料の収入未済が253万1,000円あります。これは申請者の業績不振で未納となっているものです。

50ページをお願いします。

国庫支出金においては不納欠損、収入未済はありません。予算現額に対する収入減は繰り越しに伴うものでございます。

51ページをお願いします。

最下段の財産収入の土地貸付料に収入未済が1万4,000円あります。これは百貫港の土地貸付料の未納によるものでございます。

52ページをお願いいたします。

1行目の土地売払収入の3,731万9,000円は、河内港聖ヶ塔地区埋立地及び百貫港県有地の売却によるものでございます。

次に、下から2段目の諸収入の雑入において、収入未済が27万3,000円ありますが、これは過年度調定の港湾区域占用料が、申請者の業績不振で未納になっているものでござい

ます。

最下段の過年度収入の予算現額に対する収入増は、過年度事業におきます国庫補助精算金の内示増によるものでございます。

53ページをお願いします。54ページまでが一般会計の歳出になります。

港湾管理費における不用額389万7,000円は、事業費確定に伴う執行残です。

次の段の港湾建設費の不用額1,537万6,000円は、事業費確定及び経費節減による執行残及び入札残でございます。

54ページをお願いします。

空港管理費の不用額3,990万9,000円は、入札残及び経費節減による執行残でございます。

55ページをお願いします。56ページまでが港湾整備事業特別会計の歳入になります。

使用料及び手数料において、地方港湾使用料と重要港湾使用料の収入未済が799万4,000円あります。これらは申請者の業績不振によるものです。この収入未済額につきましては、10月末までに地方港湾使用料、重要港湾使用料合わせて28万1,556円が収入済みです。

次に、中段からの国庫支出金でございますが、収入未済はございません。

56ページをお願いします。

3段目の諸収入でございますが、収入未済額2,043万5,000円のうち1,920万円は、港湾施設使用者が倒産し、事務所等の建物が港湾施設用地内に残っていたのですが、当該建物にはアスベストが使用されており飛散の危険性があったため、港湾管理者として強制代執行を行った費用でございます。

残りの収入未済123万5,000円は、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気及び水道代ですが、事業者の業績不振によるものです。不納欠損処分を244万3,000円行っております。時効成立により時効の援用がなされたものでございますが、詳細につきましては後ほ

ど説明いたします。

県債及び繰越金に係る不納欠損、収入未済はありません。

57ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計の歳出でございます。施設管理における不用額1,945万6,000円は、入札残及び経費節減による執行残でございます。

施設整備費における不用額16万1,000円は執行残でございます。

公債費における不用額2,000円は執行残でございます。

58ページをお願いいたします。59ページまでが臨海工業用地造成事業特別会計の歳入になります。

財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金とも、不納欠損、収入未済はありません。

60ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳出でございます。不用額173万9,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

公債費における不用額1,000円も執行残でございます。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明を終わります。

引き続きまして、平成23年度への繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料の方をお開きください。76ページをお願いいたします。

関係機関等との協議・調整に不測の期間を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。繰り越ししました29カ所の工事のうち、10月末現在で12カ所が完了しております。引き続き早期の工事完了に向けて努力してまいります。

111ページをお願いいたします。

収入未済に関する調べでございます。

平成22年度収入未済に関する調べにつきまして、まず一般会計について御説明を申し上げます。

1の平成22年度歳入決算の状況でございますが、1段目の港湾区域占用料では、調定額990万7,000円に対して申請者業績不振等により253万1,000円の収入未済額が、2段目の土地貸付料では、調定額285万4,000円に対して経済的困窮により1万4,000円の収入未済額が、3段目の雑入では、調定額333万2,000円に対して申請者業績不振により27万3,000円の収入未済額があり、一般会計合計で281万8,000円の収入未済額があります。

2の収入未済額の過去3年間の経緯でございますが、1段目の港湾区域占用料についてはほぼ横ばいですが、22年度の現年度分が、申請者の会社倒産により未収金が若干増加しております。

次に、2段目の土地貸付料ですが、20年度に比べ解消に向かっております。22年度においては21年度以前の過年度分が納入され、現年度分で1万4,000円の収入未済となりましたが、6月に全額納入されております。

次に、3段目の雑入ですが、会社が倒産しているため収入未済のままとなっております。

3の平成22年度収入未済額の状況でございますが、1段目の港湾区域占用料においては、分割納付中が2件の6万2,000円、所在不明が1件の2万1,000円、その他として倒産、破産手続中、業績不振が原因で11件の24万4,000円になります。

次に、2段目の土地貸付料は、分割納付中が1万4,000円ありましたが、先ほど申し上げましたとおり、完納されております。

3段目の雑入は、その他として倒産が原因で1件の27万3,000円となります。

最後に、4の平成22年度の未収金対策でございますが、港湾区域占用料及び雑入については、電話及び臨戸催告により早期納付及び分割納付を促すとともに、財産がある者については、差し押さえ等も視野に入れ準備を進めているところでございます。時効が完成し

財産等資力のない者については、消滅時効により不納欠損処分の手続を10月25日に完了したところでございます。

土地貸付料は、先ほど申しましたように全額納入されております。

112ページをお願いします。

続きまして、港湾整備事業特別会計について御説明を申し上げます。

1の平成22年度歳入決算の状況でございますが、1段目の地方港湾使用料では、調定額1億3,824万8,000円に對しまして、申請者業績不振により67万4,000円の収入未済額が、2段目の重要港湾使用料では、調定額5億4,576万4,000円に對しまして、申請者業績不振により732万円の収入未済額が、3段目の雑入では、調定額3,270万2,000円に對しまして清算手続中及び申請者の業績不振により2,043万5,000円の収入未済額があり、港湾整備事業特別会計合計で2,842万9,000円の収入未済額がございます。

続きまして、2の収入未済額の過去3カ年の経緯でございますが、1段目の地方港湾使用料においては新規発生がございましたもので、未収金が若干増加しております。

次に、2段目の重要港湾使用料ですが、電話及び臨戸催告や分納指導に取り組んだ結果解消に向かっております。

次に、3段目の雑入でございますが、消滅時効完成により不納欠損処分を行ったため、若干減少しております。

3の平成22年度収入未済額の状況でございますが、1段目の地方港湾使用料においては、生活困窮が6件の67万4,000円になります。

次に、2段目の重要港湾使用料は、分割納付中が5件の180万4,000円、法的措置が3件の83万1,000円、生活困窮が3件の85万8,000円、その他として倒産状態、破産手続中、業績不振が原因で25件の382万7,000円でございます。

3段目の雑入は、法的措置が1件の1,920万4,000円、その他として倒産が原因で6件の123万1,000円になります。法的措置については、先ほど申しましたように行政代執行を行った際の費用であります。現在会社清算手続中でございます。

4の平成22年度の未収金対策でございますが、地方港湾使用料については、電話及び臨戸催告により前年度分は完納しております。重要港湾使用料についても、分割納付等を促した結果、2法人については全額完納しております。

雑入については生産手続中もありますが、時効成立済みについては不納欠損処分を行っております。

続きまして、118ページをお願いします。

不納欠損処分を7件、244万3,000円を行っております。これは熊本港旅客ターミナル内にレストランを営業することを目的に、平成11年9月に使用許可を取ったものでございますが、そのうち水道及び電気代が平成12年4月から7カ月間未納となったものでございます。この業者は、平成12年9月に不渡りにより銀行取引停止、当該使用許可も平成12年10月に取り消しを行っております。その後、平成19年10月まで代表者の所在が不明となりましたが、平成19年11月に代表者と接触し、会社が倒産状態で弁済能力のないことを確認しました。その後、平成22年12月に10年の消滅時効の期限が満了したため、最終的に平成23年2月に不納欠損処分を行ったものでございます。

125ページをお願いいたします。

県有財産の処分の一覧表でございます。平成22年度における売却処分が百貫港要江地区の県有地と河内港聖ヶ塔埋立地区の2件ございます。いずれも分納でございます。収入合計は3,731万9,800円となっております。

以上で、港湾課の説明は終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課の高永でございます。

決算について御説明申し上げます。

委員会説明資料の61ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、61ページから63ページまででございます。

61ページの分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、61ページ6段目の国庫支出金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額に対しまして14億4,297万円の減となっておりますのは、主に23年度への繰り越しに伴う減でございます。

次に、63ページ中ほどの繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、63ページ5段目の諸収入でございますが、その下、6段目の雑入につきまして、収入未済額が1万7,000円、不納欠損額が8,000円生じております。

収入未済額につきまして御説明申し上げます。

附属資料の113ページをごらんください。

収入の種別としましては、前払金余剰額利息でございます。これは、請負業者の倒産により平成22年度に契約を解除した際、既に支払い済みの前払金に対して出来高不足分の余剰額が生じたものに係る利息分1件でございます。

余剰額については、保証会社から返金されたものの、利息分については業者からの納入となっているため、県に納入されずに収入未済となったものです。現在、破産手続中のため、破産管財人に対し債権の届け出を行っているとございます。

不納欠損につきまして御説明申し上げます。

附属資料の119ページをお開きください。

収入の種別は、収入未済と同様の前払金余剰額利息ですが、平成20年度に契約を解除した分1件でございます。破産手続終了の決定があった平成22年7月9日をもって県が保有する債権が消滅したものと判断し、不納欠損を行ったところでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

委員会説明資料の64ページをお開きください。

砂防費につきまして2,444万7,000円の不用額を生じておりますが、これは主に入札に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料の82ページから99ページにかけて、砂防課の繰越事業を記載しております。99ページのとおり、合計で113カ所、30億4,807万2,000円の繰越額を生じております。繰り越しの主な理由といたしましては、用地境界確定や相続に伴う登記処理、地元関係機関との調整及び工法の検討等のために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で砂防課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○坂口建築課長 建築課長の坂口でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

説明資料の65ページをお願いいたします。

歳入の内訳は、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入でございます。

使用料及び手数料について主なものを御説明申し上げます。

3段目の土地開発行為許可申請手数料と4段目の建築確認申請手数料につきましては、

予算現額に対しましてそれぞれ239万6,000円、407万円の増となっております。これはそれぞれの申請件数が見込みより多かつたためでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

2段目以降の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額の比較で3,618万1,000円の減となっておりますが、これは4段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しに伴う減が主な理由でございます。

次に、歳出について御説明いたします。説明資料の68ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額2,578万4,000円につきましては、県有施設の改修等に係る工事請負費、設計管理委託費の入札残及び経費節減による執行残でございます。

次に、建築指導費の不用額2,198万9,000円につきましては、当課所管の法令に基づく確認・検査事務等に要します費用における経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の100ページから102ページまでをごらんください。

県有施設保全改修費の繰り越しにつきましては、平成22年度の2月補正予算で計上されまして、現在設計が終わりまして工事の発注が始まっているところでございます。これらの工事は来年の3月までに終了するものでございます。

102ページの建築物防災対策推進事業につきましては、熊本市の事業が翌年度に繰り越されたため、県の補助金58万3,000円を繰り越したものでございます。

また、同ページの民間建築物アスベスト緊急改修促進事業費につきましては、モデル事業で実施しました鹿本管内の結果を受けまして、仕様書の変更を行ったことによりまして年度内完了が困難となったため、2,919万円を繰り越したものでございます。

建築課分は以上でございます。よろしくお願ひします。

○平井住宅課長 住宅課長の平井でございます。よろしくお願ひいたします。

説明資料の69ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入関係でございますが、3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が22億5,564万5,000円に対しまして、収入済み額が20億8,381万9,000円で、収入未済額1億4,327万8,000円となっております。

収入未済額が多い理由といたしましては、公営住宅は、入居対象者を住宅に困窮する低所得者といたしてございまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下により生活困窮等が加わったものと考えられること、また、退去滞納した分が未納金の59.4%を占めているということでございまして、収入未済の状況や対策につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

なお、県営住宅使用料の収入未済額のうち、10月20日までに3,128万6,000円が収入済みとなっております、同日時点で未収額は1億1,199万2,000円となっております。

不納欠損額につきましては2,854万8,000円でございますが、これは退去後の所在不明また退去者の死亡などにより時効となったものでございまして。

なお、予算現額との比較で2,398万8,000円となっておりますのは、督促等の強化により収入済み額が見込みを上回ったものでございまして。

同じく、4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは県営住宅の駐車場使用料などでございます。調定額1億7,693万3,000円に対し、収入済み額が1億7,241万5,000円で、収入未済額が451万8,000円となっております。この理由としましても、住宅使用料と同様入居者の生活困窮などによるものでござい

ます。これも収入未済の状況や対策につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

なお、県営住宅用地使用料の収入未済額のうち、10月20日までに213万5,000円が収入済みとなっております、同日時点で未収額は238万3,000円となっております。

次に、長期有料住宅認定申請手数料ですが、長期有料住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期有料住宅建築等計画の認定業務に伴う手数料でございます。予算現額と収入済み額との比較で61万3,000円の増となっておりますのは、当初見込みよりも認定申請件数が多かったためでございます。

次に、国庫支出金ですが、70ページでございます。

2段目の地域住宅交付金及び5段目の社会資本整備総合交付金で、予算現額と収入済み額との比較が、上から183万3,000円、2億767万2,000円の減となっておりますのは、執行残及び繰り越し等に伴うものでございまして。

また、最下段の各種住宅施策事業費補助で、予算現額と収入済み額の比較が3,958万1,000円の増となっておりますのは、家賃減額補助の受け入れ増によるものでございまして。

次に、71ページ、1段目をお願ひいたします。

財産収入の土地貸付料の収入未済額は19万3,000円となっておりますのは、県外在住の債務者が死亡したため、相続人に対しまして督促をいたしてございまして、未納付となっているものでございまして。これにつきましても、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

次に、下から2段目の県営住宅敷金運用利子及び県営住宅駐車場保証金運用利子におきましては、予算現額と収入済み額との比較で122万1,000円、8万4,000円の増となっておりますのは、運用収入の増に伴うものでござ

います。

次に、72ページ1段目をお願いいたします。

住宅金融支援機構収入につきましては、同機構からの業務委託の対象となる災害復旧建築物等の工事費に差がなかったため収入がなかったものでございます。

次に、4段目の雑入においては、予算現額と収入済み額との比較が247万9,000円の増となっておりますのは、強制執行予納金の還付等の予算外分収入の受け入れによるものでございます。

次に、歳出につきましては、73ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費ですが、10億1,987万4,000円の予算に対し支出額が9億6,895万7,000円となっております。不用額5,091万7,000円につきましては、即決和解の実施及び高額所得明渡訴訟対象者の自主退去に伴い、訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残、また維持補修工事の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額6,653万8,000円につきましては、公営住宅建設事業、公営住宅ストック総合改善事業の入札に伴う執行残及び高齢者向け有料賃貸住宅供給促進事業において、事業者の自己都合により辞退があり不用となったものでございます。

続きまして、繰り越しにつきまして、附属資料の103ページをお願いいたします。

住宅課の繰越額計は2億9,155万4,000円でございます。

繰り越しの主な理由としましては、県営山の上団地の工事着手に向けての住民説明会開催の日程調整及びくい工事、根切り工事において転石等の処理に不測の日数を要したことや、高齢者向け有料賃貸住宅建設におきましては、事業者による供給計画の作成に不測の日数を要したことが主な原因でございます。やむなく繰り越したものでございまして、な

お、県営山の上団地につきましては、平成23年度債務分を含む全体事業が当年度中に完了する予定でございます。

収入未済につきましては、114ページをお願いしたいと思います。

初めに、資料の訂正をお願いいたします。

正誤表をお配りしていると思いますが、この114ページの表2のうち「収入未済額の過去3ヶ年の推移」でございますが、県営住宅用地使用料の欄の平成20年度分の過年度分と現年度分が入れかわっております。正しくは、過年度分がゼロ、現年度分が269万8,000円でございます。申しわけございません。

それでは、表の1をごらんください。これは先ほど説明いたしました歳入に関する調べのうち、収入未済となっている収入を一覧にしたものでございます。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が1億4,327万8,000円、次の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料及び行政財産目的外使用料でございますが、この収入未済額が451万8,000円、最後に土地貸付料、これは普通財産である土地の貸付料で、その収入未済額が19万3,000円でございます。

表の2をごらんください。これは収入未済の過去3カ年の推移を示したものでございます。県営住宅使用料につきましては年々減少しておりますが、県営住宅用地使用料につきましては若干増加しております。また、土地貸付料は、過年度の滞納が解消されない状況にございます。

次に、次ページの表の3をごらんください。これは収入未済についてその状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料については、滞納者のうち法的措置まで至らず、分割納付中の方と法的措置を講じている方の2つを合わせまして1,102件、1億3,375万8,000円で、金額がこの2つで93.4%を占めております。

県営住宅用地使用料につきましては、分割

納付中の方が362件、292万1,000円となっております。

土地貸付料につきましては、相続人に督促しても支払いがない非協力的な事案が1件、19万3,000円となっております。

表の4をごらんください。これは各未収金についての対策を記載しております。

まず、県営住宅使用料について、入居者への対策といたしましては、これまでも督促状の発行や徴収嘱託員による臨戸訪問徴収・督促などの対策を行ってまいりましたが、平成22年度からの新しい取り組みといたしまして、4番目の3カ月以上の滞納者への催告、5番目の支払いに応じない4カ月以上の滞納者の連帯保証人に催告を行っており、また10番目の生活保護世帯における代理納付の実施につきましても、従来の武蔵丘団地に加えまして、熊本市と連携して熊本市内の団地でも実施いたしております。

それから、退去者への対策といたしましては、所在不明者の所在調査や徴収嘱託員による名義人や連帯保証人への訪問、電話催告及び徴収などを行っております。県営住宅用地使用料につきましても同様な対策を行っております。

最後に、土地貸付料でございますが、相続人の所在が不明だったため所在調査を行いますとともに、支払督促を行ったところでございます。

今後とも、未収金対策といたしまして、短期滞納者への早期の納付指導、代理納付の促進等による滞納額の抑制、支払いに応じない悪質な長期滞納者に対する法的措置の実施などに引き続き取り組み、未収金の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上で住宅課の説明は終わります。よろしくお願いたします。

○藤川隆夫委員長 以上で土木部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。

○城下広作委員 では、3つほどちょっと確認させてください。

まず、監理課の5ページの部分ですけども、納入義務者が納入を拒否したという、この拒否したものは何なのかちょっと教えてください。

○金子監理課長 監理課でございます。

5段目の額はどの部分……。

○城下広作委員 行政代執行費で、納入を拒否したものは何なのか、ちょっと参考のために。

○金子監理課長 拒否したものですか。

○城下広作委員 これは、お金を納入拒否したということですか。

○金子監理課長 お金の納入を拒否したということでございます。

○城下広作委員 なるほどね。これは物かと私は思ったもんだから、金額等もね。それで、今、回収が一部できているということですね。相手はそういう納入を今後もやるような可能性はあるんですか。

○成瀬用地対策課長 用地対策課でございます。

相手はほとんど今年金生活者になっておられます。今現在、損害賠償の裁判を打たれておりますので、今その判決の、裁判の行方をちょっと見ております。そのとき勝てばそれを押さえる——と思っております。

○城下広作委員 わかりました。

では、2番目いいですか。13ページの部分

で、道路新設改良の部分で、いわゆる用地の交渉でこの事業が、新規道路のところができなくなったというところですけども、新設道路でしょうから、大事なところといたしますか、工事ができないと、せっかく期待していたところの部分になると思うんですけども、ちょっと具体的にもう少し詳しく、完全にできなくなったのか、一部できないという形で推移しているのか、それをちょっと教えてもらっていいですか。

○増田道路整備課長 道路整備課でございます。

用地の関係につきましては、具体的には国道325号の山鹿市の部分でございますけども、委員御指摘は不用額のお話だろうと思えますけど、これは平成21年度の経済対策に伴う補正ということで、大きい予算を、県費の負担も少ないということで、できる限りということで、うちの方で国にお願いして予算を確保した部分でございますけど、7億少々ありました。

これにつきまして、一生懸命、現場の方は現道沿いの現道拡幅でございまして、店舗等もある難しいところでございますけども、9月からかかりまして1年半ほど頑張ったんですけども、半分ほど、3億ほど執行できずに、事故繰り越しの理由も立たないもんですから、やむなく不用ということで残したわけでございます。

○城下広作委員 事業としては繰り越して、その後完成できるという可能性は高いということですね。

○増田道路整備課長 昨年度から、また予算は現年予算ということで鋭意進めておりまして、今も出先も頑張って工事の方もやっております。

以上でございます。

○城下広作委員 もう1ついいですか。

○藤川隆夫委員長 どうぞ。

○城下広作委員 32ページの環境整備費の部分ですけども、浄化槽整備費の不用という形の部分ですけど、これは市町村設置型の浄化槽整備の分で不用ということですか。

○軸丸下水環境課長 下水環境課でございます。

浄化槽設置事業の内訳の中で、先ほど御説明申し上げました設置数が少なかったということは、個人設置型の浄化槽でございます。年度末まで個人の方からの補助金の申し出があるのを待っていて、結果として申し出がなかったということでございます。個人の方からの申し出に対して対応できるように、最後まで予算を確保しておくというのが各市町村のスタンスでございまして、どうしてもこういう形に不用額が出ています。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 はい。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○岩下栄一委員 素朴な意見ですけど、ずっと説明聞いていまして、はっきり言うて頭が痛くなったですね。

というのは、不納欠損、あるいは収入未済の原因が、倒産だ、あるいは行方不明がいろいろ、そういう文言が各課にわたってたくさん出てきているわけです。今の経済状態を反映して、これは一つの時代の相をあらわしていると思うんですけど、去年度において、県内の県工事を受注している企業の倒産件数というのは何件ぐらいあったんですか。

それから、中に悪質なものが随分あるような気がするけど、そういうものは事前にわからなかったのか。

それから、経営状態というものは、入札前にわからなかったのかという素朴な疑問ですけど。

○金子監理課長 平成22年度で建設——倒産全体は112件で、建設業者関係は37件ございます。

経営事項審査等をやって建設業者の経営状況は一応把握しておるんですけども、今回の監理課分で上げているのは平成17年、つい最近の事案ではなくてかなり古い事案の案件でございまして、あと現在保証契約等で保証金が取れるような格好になっておりまして、通常の工事の仕様であるとか、あるいは前金とか、既に支払っている分については保証契約の中で処理されていると。今回やっているのは違約金であるとか、前金を払った分の利息分であるとか、そういうふうになっております。

○岩下栄一委員 回収に努めておられると、これは当然のことだけど、貴重な公金ですから。これは県の職員が回収に当たっているわけですか。

○金子監理課長 各課の職員、実際は出先機関の職員が中心になりますけども、県の職員の方で行っております。

○岩下栄一委員 大変でしょうね。でも、公金ですから、ぜひ極力回収に努めてほしいと要望します。

○藤川隆夫委員長 ほかには……。

○鎌田聡委員 済みません。先ほどの城下委員の質問に関連しますけど、5ページの行政

代執行ですね。経過を詳しく教えていただきたいのが、予算が3,650万あって、調定が1,219万でそれが全部収入未済と。調定額が入札でその分が減っていると。これはいつやった分で、具体的にどのような行政執行の費用がかかっておってその分が取れていないのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○成瀬用地対策課長 当初3,500万の予算でしたけれども、熊本河川国道事務所に私どもの方から委託しております、実際代執行をやる事業をですね。そのときの委託しました金額は3,300万程度でございます。

国の方からそれをまた業者さんに、ビルだもんですから、それを壊される請負工事費で発注されました。これの最終的な国の報告に上がりましたのが1,200万でございます。最終的には、精算的には1,200万、国から1,200万かかりましたよという請求が来ております。ビルを壊す……。

○鎌田聡委員 費用ですね。

○成瀬用地対策課長 はい。大部分がビルを壊す費用です。

○鎌田聡委員 よろしいですか。先ほど、回収できていない理由は年金生活者だからというお話がございすけども、要は業者から1,219万取れていないと……。

○成瀬用地対策課長 いや、業者じゃなくて、そのビルのオーナーから私の方の熊本県が1,200万徴収せんといかぬわけです。それが取れない。

○鎌田聡委員 いいですかね。国との委託契約で3,300万で委託したなら、それは国が責任持ってやる話じゃないんですか。そこの取るのは……。

○成瀬用地対策課長 取るのは、行政代執行法では私どもが代執行権者ですので、私の方が本来壊さにかいかぬ人から徴収と。国には、実際国が1,200万かかっていますけども、1,200万は国さんはいただきますと、工事請負費、その他もろもろの分をですね。私どもは実費払いますと、国さんに。すると、そのかかった経費はビルのオーナーから取れということです。

○鎌田聡委員 いいですかね。国に委託して行政代執行してもらっているのなら、国がオーナーから大体取るような、私の素人考えでいきますとそうじゃないかなと思うんですけども、そこの取れないときは県がやらにやんということがちょっと理解できないわけです。

○成瀬用地対策課長 行政代執行法ではそのようになっております。県が行政代執行権者だから、県がその経費は、かかった経費は取ってくださいということです。

○鎌田聡委員 わかりました。

○池田和貴委員 済みません、ちょっと関連してですが。

そこで、なぜ国に行政代執行をお願いしなければいけなかったのか、なぜ県ではできなかったのか、そこがわかればちょっと教えていただけますか。

○成瀬用地対策課長 この事業は国がやっていらっしゃいます事業でございます。だから、そこあたりを一番熟知されているということで、国にお願いします。

○池田和貴委員 では、それは別にいろいろなルールがあって、それでこの場合には国に

頼まなければいけないというルールがあるわけではなくて、県の意思として、これは国に頼んだ方がいいということで、国に頼んだということで理解してよろしいですか。

○成瀬用地対策課長 そうでございます。

○池田和貴委員 何でかな。

○鎌田聡委員 やっぱり国に取ってもらわにかいかぬとだけんな。

○藤川隆夫委員長 では、関連で……。

○守田憲史副委員長 済みません。要は、立ち退いてもらうのに、オーナーがいて、解体費用も買収費用の中に入っているかと思うんですが、その買収費用は払わずにあったんですか、それともそれらは相殺したんですか、それとも払っちゃったんですか。

○成瀬用地対策課長 この事業は、実は2年ほど前に収用委員会の方の裁決で収用されている土地でございます。ビルで保証金も払っています。これは払わないと収用裁決では失効しますのですべて壊し賃ですね、極端にいますと壊し賃も含めて全額オーナー側に払っています。

○守田憲史副委員長 そうすると、普通の収用で任意だったならば、解体費用は解体を確認してからでないかと払わないわけでしょう。

○成瀬用地対策課長 そうです。

○守田憲史副委員長 だから、今回の場合は、収用法だったのでそれができずに払っちゃったと。

○成瀬用地対策課長 これは起業者は国です

ので、収用裁決に基づきまして全額土地代、補償費含めてすべて国から直接払ってあります。

○松岡徹委員 3点まず。

実は、7ページの新建設産業振興プラン関係ですけど、金子課長、これは何回これを読んでも、どうも中身的にかなり見直したがいんじゃないかなと思ってるんです。

建設産業の将来見通しでありますけど、言うなら、この組み立てというのは、公共投資が減っております、県も減っております、したがってというふうなことになっていて、確かに1項目だけ社会資本の維持修繕費の増大というのが少し出ているけど。

私は、やっぱり今建設産業をめぐる大きな状況ですね、例えば大地震があつて津波対策をどうするのか、それから異常気象で大きな水害がある、山崩れがあると、そしてまた客観的にいうと維持修繕費が爆発的にふえる状況が10年後、20年後来ると。

そういう中で、どうも以前、当時のこれをつくる時の課長発言が新聞報道でなされたけど、建設産業もある意味リストラを考えざるを得ないという趣旨の発言が出たりなんかして、何か公共投資が減っているから予算をどんどん減らしていくという、そういう流れの中のプランだから、決して新建設産業振興プランというようなビジョンが見えないというか、そんな感じがするんですけど、どうですか、その辺の……。

○金子監理課長 確かに、3月の大地震等で今後の社会資本整備のあり方とか多分変わっていくのかもしれませんが、それ以前につくられたプランですので、水面ではそういう防災関係については若干の手薄なところがあるかもしれませんが、ただ基本的に建設投資額に比べて業者数が非常に多い状態は依然としても続きますので、それについてはやっぱ

りターゲットを持って検討していかなければいけないと考えております。

○松岡徹委員 それで、これはこの前もちょっと言ったことがあるけど、実際これからの道路とか橋とかでは、今が50年以上が9%で、10年後は27%とか、20年後は54%になるとかね。それから16年に耐震促進化法が改定されて、2015年まで一般住宅も90%まで耐震化を義務づけられているわけです。このことはもっとスピードアップせにゃいかぬような状況になっている。

だから、それは予算の面と同時に、財政と同時にマンパワーとしても地域での建設産業を充実したというのは、今までの状況での延長戦上で判断すべきでない要素がかなりあると思うんです。だから、多いから減らさなきゃんという、私に言わすれば極めて、言葉で言えばちょっと失礼かもしれぬけど、単純じゃないかなと、もう少し再検証したらいかがかなというふうに思うんですけどどうですか。

○金子監理課長 委員御指摘の維持補修費関係については県の当初予算でも年々ふえておりまして、維持修繕のあり方とか、そういう技術的な面とか、施工の面も含めて十分検討していかないといけないと思いますので、それについて建設産業をどう考えるかというのもあわせて検討する必要があると考えております。

○松岡徹委員 これはまた今後ですね。

次に、住宅課関係で、これは73ページの住宅マスタープラン関係ですね。これで、今政府が進めている地域主権改革の中で、いわゆる義務づけ、枠づけの見直しという路線の中で、公営住宅関係もかなり重要な件が織り込まれているんですね。

それで、この住宅マスタープランの中身で、それがどういう形になっておるのかなと

いうので、4点ほど。

1つは、いわば整備基準があったのを、参酌基準に参酌するという事になっているんですね。それから2つ目に、入居収入基準の弾力化。それから3つ目に、いわゆる都道府県の基本計画、これについては法の第6条なんだけど廃止するというようなのが、地域主権改革大綱では打ち出されています。

それからもう一つは、いわゆる地域住宅交付金というのが廃止されて、社会資本整備総合交付金に吸収されたわけですね。そこら辺の中で実際どういうふうになっているのか、お金の総額とか、その4点について、このマスタープランとの関係で、今どぎゃんふうになっておるのかなということです。

○平井住宅課長 まず、今お尋ねの整備基準、それから入居収入基準でございますが、これは地方主権一括法の中で、これまで政令・省令で国が定めておりました整備基準、これはハードの基準でございますが、それから入居収入基準、これについては条例に委任するという事になっております。

その中で整備基準につきましては、国が標準的なといいますか、参考にする算出基準を示すということになっておりますので、そういったものを参考にして条例を改めていきたいというふうに思っております。

それから、マスタープランにつきましては、これは今委員がおっしゃいましたように、公営住宅法の中で、これは生活基本法に基づく都道府県計画により公営住宅は整備しなさいということになっております。これは削除するという事でございますが、この削除する意味は計画がなくなるということではございませんで、これはやはり地方主権の流れの中で、そういった義務というような言い方はできないという趣旨でこの条項は外すということでございます。この都道府県計画・マスタープランに基づいて今後も県営住

宅・公営住宅の整備を進めていくということは変わりはありません。

このプランにつきましては、まず、住生活基本法に基づきまして、国が全国計画を定めることになっております。この改定が、昨年度国の全国計画がございましたので、その改定を受けまして本年度県におきましては、県のマスタープランである熊本県の住生活基本計画を定めている、改定しているところでございます。

それから、交付金につきましては、これは従来地域住宅交付金という制度でございましたが、これは制度的に社会資本整備総合交付金の中に組み込まれたということでございます。そういった交付金の性格といいいますか、そういったものにつきましては従前と変わらないものだというふうに思っております。

○松岡徹委員 幾つかありますけど、基本計画のところで、これまでの場合は、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備云々という規定があるわけです。つまり、老朽化した公営住宅の改良とか修繕とか維持補修なんかを含めた規定があるわけです。どうもそぎゃんところがあいまいにされていくんじゃないかなということが指摘されております。

それから、あなたから入居収入基準のことはなかったけど、これで大体20万円が15万8,000円とかに下がっていくと、いわゆる入居条件はそれだけ県民的に見れば狭められるし、一方では、それ以上になった人は退去とか、また家賃の値上げというふうな格好になってくるわけだから、いわば公営住宅法の第1条の趣旨からするとかなり問題があるというふうに私は思うんです。

そこら辺のところは、よく上がることだからこうですとか、実際総合交付金に吸収されれば、今までは目的を持って交付金が来たんだけど、全国的に見ると、公営住宅も

URの住宅もやっぱり減っているんです。ですから、そこら辺のところは、きょうはこれ以上は細かくは聞きませんが、まだ別途、別なところで聞きますが、もう少し分析的に検討していただく必要があるのかなということを申し上げておきます。

もう1つ。附属資料の71ページ、説明資料の47ページ、河川課ですけど、71ページの一番上の路木ダム関係です。ここで説明されている「工事区域内にて」云々と、これについてちょっと河川課の方に説明をしていただきたいなと思います。

○林河川課長 河川課でございます。河川課の繰り越しとして、71ページの最上段に路木ダムということで計上しておりますけども、これにつきましては、発注に当たりまして、ここに記載しておりますように、クモですとか陸産の貝類とか貴重種が確認されたということで、再度モニタリング調査を行いまして、そのために時間を要しまして発注がおくれたということで、一部繰り越しになったというものでございます。

○松岡徹委員 再度調査して、今どんなになってますか。

○林河川課長 路木ダムにつきましては、昨年の3月の議会で一応承認をいただきまして本体工事を締結したということで、昨年6月から本体工事に着手しております。現在、掘削工事でございます、早ければ年内にも本体のコンクリート工事に入る予定になっております。

○藤川隆夫委員長 今んとは、そんなことについて委嘱したかどうか、どぎゃんしなはったですかという話。

○松岡徹委員 この貴重種の動植物に関しま

して、いわばこのことについてはどうしたんですかと。

○林河川課長 これにつきましては、一応専門家を含めましてモニタリング調査をいたしまして、貴重種、そういったものの確認を一応しております。支障がないということを確認して工事の方には着手しております。

○松岡徹委員 専門家というところですか。

○林河川課長 これにつきましては、県の方でお願いしております、こういった環境対策の専門家の方々にお願いした上で認知をしていると。

○松岡徹委員 それは、後日また詳しくお聞きします。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○高木健次委員 いいですか。岩下委員のさっきの質問に関連するんですけども、これは附属資料の116ページ、22年度の不納欠損調べ、116ページから120ページまでざっと計算したら、大体件数で1,141件、金額で3,177万4,000円か、大体3,200万、これは22年の不納欠損額。土木予算が756億の不納欠損額が3,200万ぐらいだから、大したことはないじゃないかというような感覚もあるやに思えるような感じもするんです。

ただ、しかし、この不納欠損額が毎年毎年出ているわけだから、不納欠損額に対しては皆さんのふだんの徴収努力とか、そういうのはよくわかりますけれども、全体としてこれだけあるわけだから、この不納欠損額を少なくするために、また出さないためにもよりよい皆さんの努力がこれからも求められるんじゃないかなという感じがしますが、土木部長、この辺の見解をちょっとお聞かせください

い。

○戸塚土木部長 金額の多寡は問わずに、やはり先ほど岩下委員からもお話があつていましたように公金ですので、その辺はわずかといえども公平のためにはきちっとせにやいかぬと思っています。

ただ、不納欠損額の中の大方の部分については、公営住宅関係が大半を示しています。こういった困窮者に対する一つの行政サービスというものと義務としての納入と、我々としては悩ましいところを抱えておりますけれども、これは一つのルールでございますので、極力収納の方には努力しております。

ただ、相手の方の事情もございますので、先ほど住宅課長が説明しましたように、各段階から一気に強権発動ではなくて、徐々にそういったことと、もしくはなかなか支払われる方のところの事情等がございますので、どちらかという、事前に徴収できるような仕組みをつくらればそれで事前に徴収して、本人さんの方のいろんな突発的な支払いで、住宅費用がおざなりになるというようなことがないような、そういった仕組みも活用しながら、不納欠損額の減少については努力しておりますし、またこれからもより一層努力していきたいというふうに考えております。

○高木健次委員 今部長の方からお話がありましたけど、今1,130件が住宅関係ですからね、家賃関係、今の経済状況から比べるといたし方ない部分もあるかもしれませんが、しっかりその辺はやっていただきたいというふうに思います。

もう1つ、45ページの河川課なんですけど、課長を目の前にして言うのもなんですけれども、一番下の雑入ですね、ここでは去年もたしか議論をされた問題かと思うんです。ことしも、22年度も未済額で1億1,100万出ています。この辺の現況は、業者が倒産した

ということになかなか入らないということですから、現況はいかがなもんですか。

○林河川課長 海砂利採取事件に関する問い合わせがございましたので、これについてお答えします。

先ほど概要について御説明しましたけれども、詳しく御説明しますと、この事件につきましては、平成20年度に海砂利採取の認可は13万立米ございましたけれども、これに対しましては32万立米超過した、トータルで45万立米を採取したということで、一昨年の12月に、海上保安部の方が、有明海で操業している会社を砂利採取法違反ということで摘発したものでございます。昨年の3月に検察庁が起訴いたしまして、同じく昨年の4月に罰金刑が確定した事件でございます。

なお、摘発された業者というのは、平成17年にも超過採取事件で摘発されておまして、今回が2回目ということでございます。

昨年計上しましたやつにつきましては、前回のやつでございます。今回の分につきましてはでございますが、河川課として行いました処分としては2件ございます。1つは、一般海域管理条例に基づく過料処分、それから民法に基づく不当利得返還請求の2つがございます。

現状でございますけれども、まず、不当利得返還金につきましては、徴収を免れた額ということで約3,700万円、これに支払いが完了するまでの利息を加えまして、この額について今請求しているということです。

不当利得の返還につきましてはこれは民事上の手続、いわゆる民事債権になりますので、違反業者の督促に対する今後の対応、そういったものを見きわめながら法的措置による強制執行も念頭に置いて、徴収に努めてまいります。

違反業者につきましては、早急な納入指導を行っておりまして、昨年の11月からこれま

で10回にわたりました一部を支払いが行われております。

もう1つ、過料処分、一般海域管理条例による過料処分ございますけども、これにつきましては、違反業者の方から昨年9月の16日付で知事に対しまして、地方自治法に基づく処分取り消しを求める異議申し立てというものが提出されております。これにつきましては、ことしの1月5日付で棄却の決定をいたしました。

なお、ことしの7月の7日までが裁判の提訴の提起期間でございますけども、これを経過しましても違反業者の方からは提訴が確認されませんので、この処分については確定したというふうに我々としては判断しております。ですので、現在滞納処分に向けまして、財産調査を現在進めているところでございます。

今後につきましては、地方自治法上、地方税の滞納処分にならしまして強制徴収になりますので、法の規定に従って差し押さえなどの義務を行ってまいりたいというふうに考えています。

○高木健次委員 今詳しい事情を聞きましたけれども、ただしかしこれだけの1億2,000万、なかなか見通しとして非常に厳しいものもあるんじゃないかなと、裁判ざたにもなっているということですから、この辺がまた数年後に不納欠損額として乗っかってくれば、いろんなまだそういう問題が出てくるんじゃないかなということでありますから、特にこの問題についてはなるべく早く解決できるように、徴収できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

○池田和貴委員 済みません。今の高木委員に関連してなんですが、住宅課に対してでございます、県営住宅の件で115ページ、収入未済額の状況がここに記載をされておま

す。生活困窮とか、そういったものがございしますが、私、今回の9月議会の中で質問したんですが、この中で、生活困窮の中で例えば多重債務者、多重債務されているとか、そういった方がいらっしゃる場合には、今県の方で多重債務者の貸付制度をグリーンコープくまもとの方に委託をして、そういった多重債務者の人たちにお金を貸した上で生活再建の相談業務までやって、そういった多重債務に陥った方とか、今生活困窮されている方の生活を矯正——矯正といいますか、正しながら元の形にしていくというようなそういう事業が県の事業であるんですね。

ですから、この徴収をやられている方が、そういったほかのプログラムと連動をしながら徴収を進めていくようなやり方をするのも、一つの考え方じゃないかなというふうに思っております。

私調べましたが、やはり家賃の滞納分をそこから借りて、あとは、今度は債権者が県からグリーンコープにかかわって、グリーンコープさんはその貸したお金を回収していくために、生活指導をしながら返してもらうというふうなことをやられています。そういった事業を、民間の力をかりながら徴収を進めるというのもございますので、その辺よく環境生活部の消費生活課と連携をとりながら、皆さん方とすればやっていただきたいというふうに要望をしておきます。

○守田憲史副委員長 御所浦の浮き桟橋の発注の件なんですが、これは農林水産部です。ただ、去年から僕は特記事項の1,100点以上というのが高過ぎるということで再三要望してきたかと思うんですが、土木部監理課さんでなかなかこの1,100点が譲れないということを農林水産部からも聞いたところです。

以前、農林水産部か土木部か知りませんが、去年度でその1,100点の別のところに入札があつて、2社しか来なかったと。1社は

全然栈橋をつくるような会社ではなかった。そんなことから、ぜひとも1,100点というのを見直してほしいと要望してきました。

おととい農林水産部漁港漁場整備課の方にも質問したんですが、制度が違うとか、結果論で——済みません、御所浦のここの浮き栈橋は、1,100点以上で応札したというか入札した会社が1社だけでした。僕は再三言ってきたのに、1,100点の特記事項の中1社とか来なかったというのは、やはり競争上不正がどうのじゃありません、ただ一般的に見て、公正な競争はなかなか行われない状況にあると思うので、やっぱり1,100点が高過ぎると思うんです。

入札の要項の中に、おおむね20社から30社の会社が入札できる、1,100点以上だとそのくらいで入札をするべき何か要項があるみたいで、20社でなさったわけです。20社の1,100点と、きのうおとといの漁港課長が1,100点の根拠は20社だとおっしゃったわけです。でも、要項の中で、執行部の裁量で20社から30社でできるわけですね、要項に書いてあるんです。ならば、決して制度の問題でもないし、僕も要望してきたんで、30社だったら、仮にそれが1,000点か900点か知りませんが、それを30社でするならば点数も下がって、今回の御所浦の浮き栈橋で1社だけの入札ということにはならなかったらと思うわけです。

でも、それを漁港課では結果論だと言われたら、僕はそんなもんじゃないと思うんです。やはり今後の公正な入札をするためにも、それとも1番目に地場企業、中小企業振興条例、その中で地元の人も入ってほしいし、仮にそれがまだ高いにしたって下請でもできるようにしていただけたらと。

では、ほかの例えば国とか天草市、八代市がつくる同じ1億7,000万相当の浮き栈橋でも、地元の企業がやっぱりつくっていますよ、下請であったりもしますが。その辺で20社、要項の中で執行部の裁量ができるわけで

すから、なぜこの前は20社を譲らなかったか、その点と、今後30社で善処していただきたいという要望です。監理課長、御意見をお聞かせください。

○金子監理課長 もともと20社ないし30社というのは、入札制度においていろいろ問題があって、知事会等で決められた基準——基準というか考え方、方針が20社ないし30社ということになっております。それを踏襲してやっております。もちろん、一般競争、できるだけ多い競争環境で関連性が図られるのが一番いいわけですので、そういう対応で20社ないし30社ということになっております。

ただ、副委員長のお話にあったいわゆるこういう浮き栈橋とか非常に特殊な事業については、施工能力がどれだけあるのかとか、あるいは施工実績がどれだけあるのかとかを加味して発注する必要あると思いますので、御指摘の点を踏まえて検討していかないといけないと思いますけども、そういうちょっと特殊な案件ではなかろうかなと思っております。

○守田憲史副委員長 ぜひ……。

○池田和貴委員 ちょっと関連してよろしいですか。

済みません。今、監理課長がおっしゃたこと私わかります。ただ、日赤の入札のときに、県は日赤に対して、県内の事業者は参加できなかったんじゃないかというクレームを申し立てられているわけです。そういった意味では、今回の実際の発注自体が、農林水産部の発注になったものですからちょっと事情をお伺いをしましたが、1,100点にすると20社ぐらい参加ができる企業がいらっしゃるというふうに聞きました。ただ、応札したのが1社だけというのは理解しています。

ただ、その20社は、県内の企業は何社いる

んですかと聞いたら、県内の企業はたしか1社だけで、ほかの19社というのは県外の企業だというふうに聞いております。そういったことを考えると、やはり県は日赤のときには言ったけど、今回は何か違うスタンスになるとかというふうには感じないともとれないんで、先ほど守田副委員長がおっしゃったように、中小企業振興基本条例もあります。本当に1,100点が妥当なのかどうなのか、ここの議論はの中で今されていませんけど、もう一回考えて、ぜひそこは県内の企業も参加できるように、県とすれば私は知恵を絞る案件ではないかというふうに思っております。

素人感覚で言いますと、先ほど施工能力のお話がありましたが、ポンツーンの場合には下請で地元の企業がつくっているわけですから、ということは、そういったものがあれば地元の企業はつくれるということにもなるわけですから、どうもその辺は私たち一般から見たときには少し違和感を覚えるところです。

ぜひ皆さん方も、今回守田副委員長の御指摘を受けて、もう一回検討していただくように私からもお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 今の件はぜひ土木部の中で検討をしていただければと思います。

特に、今入札の絡みの話で私からも1点。実は、22年度土木部で入札があった中で、県内企業が落札した落札率というのは何%ぐらいありますか。あわせて、金額もわかれば教えてください。

○金子監理課長 平成23年度で……。

○藤川隆夫委員長 22年度と23年度と両方教えてもらえませんか。

○金子監理課長 23.06……。

○藤川隆夫委員長 22年度23.06%ですか。

○金子監理課長 93.06……。

○藤川隆夫委員長 93.06ね。

（「23.06だったら大ごとや」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 23年度ですか。

○金子監理課長 22年度でございます。

○藤川隆夫委員長 23年度の状況は、途中経過だろうと思えますけどわかりますか。

○金子監理課長 23年度のは、まだ発注関係が3~4割ですので、今のところはわかりません。

○藤川隆夫委員長 では、それは21年度に比べたらどうなっていますか。

○金子監理課長 21年度は94.05ですので……。

○藤川隆夫委員長 落ちていますね。

○金子監理課長 1%程度落ちている。

○藤川隆夫委員長 金額ベースでいくと何%ぐらいになりますか。

○金子監理課長 金額の方はちょっと持ち合わせておりません。

○藤川隆夫委員長 基本的に、県内企業の健全育成というのも土木部の皆さんの仕事の一つだろうと思えます。そういう中において、やはり県内企業への発注をまず第一に考えていただきたいと思えます。その中で先ほどの

1,100点の問題も絡んでくるでしょうし、それ以外の問題もあろうかと思しますので、岩下委員がおっしゃられたこと、災害時の対応に関しても、やはり健全な企業が残っていないとそれに対応することもできないでしょうから、その部分含めてぜひ検討をしていただけたらと思います。

何かありますか、土木部長。

○戸塚土木部長 これまでも県内業者でやるものは極力県内業者でやるという基本的な考え方は変わりませんし、先ほど監理課長が示したとおり、90数%というのは、九州県内の中でも高い方というふうに我々は思っております。

やはり建設産業をどうするかという問題につきましても、今回の震災も含めまして、地域の中でいかに災害対応能力を維持しておくかという、これが大きな問題かと思っております。それに向けまして、単なる一土木工事一式業者ではなくて、それに付随します専門工事業者とか、それに関係します資材、いろいろな測量関係、そういった一つの仕組みをきちんとした形で今後残してくというのが大事かと思っております。

そういった意味ではいろんなニーズが出てまいりますけれども、専門工事業を含めまして、元請・下請関係も良好な関係でつくりながら育てるという観点で、この建設産業を振興していきたいという考え方が私の考え方でございます。

○藤川隆夫委員長 ぜひその考え方で進めていただければと思います。

○池田和貴委員 済みません。今戸塚部長がおっしゃられたことは、まさにそのとおりだと思います。その中で1つお願いがござい

といたしますのも、よく事業者を育てるため

には、やはりそういった工事に参加をして技術を習得する機会を確保していかなければなりません。ただ、実際の発注の際には、今までの経験があるかどうかということも一つの大きな要素だろうというふうに思いますが、ただそれが余り前面に出過ぎてしまうと、実際の県内業者がそういった新たな技術を習得をする機会が失われてしまうという面もござ

います。そういった意味では、発注に参加できる機会をもう少し、今おっしゃられたことをやるためには考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、そこもあわせて皆様方の方で検討していただくようお願いを申し上げます。

○藤川隆夫委員長 ほかに何かありませんか。

○田代国広委員 2～3確認と質問を行います。

先日の農林水産関係も非常に多くの繰り越しが出まわってささか疑問に感じたんですけども、今回も予想どおりといつては失礼ですけれども、当初予算よりも半分以上の繰り越しが出ている課が幾つもあります。これについて、まず、繰り越しに対する財源の担保、これが間違いなく確認されていたか。

もう一つは、課によっては、年度内に事業が終わるという課の説明もありましたが、年度内に終わるという説明もなかった課もありますし、またこれを見ますと0%の進捗率もありますものですから、年度内に繰り越した分が十分事業が終わるかの確認をまずしておきたいと思っております。

それと、本来、予算というものは単年度予算であるわけでございますから、単年度で消化するのが予算の基本であり原則だというふうに思っております。以前は、繰り越しについては極めて厳しい見方をおつたんですけど

も、事業の平準化あたりにも必要だという観点から、最近ではこの繰越明許についてはいささか寛容な部分があったと、なってきたというふうに思いますが、だからといってこれだけの繰り越し、果たして行政として予算執行上望ましい、正しいかという、いささか疑問を感じずにはおりません。

したがって、今後において繰り越し分の減少、できるだけ単年度予算だから該当年度で予算を消化していこうという気持ち、考えについてお尋ねしたいと思います。

もう一点は、先ほど言われた入札の話がありますが、私は最近になって総合評価方式というのを知りました。これについて私は余り深く知りませんが、ただ単純に後で感じたのは、いささか不公平感がありはしないかということを感じました。

例えば、いわゆるここで技術評価点ですか、これの点数によって同じ土俵に上がった時点で差がついているということは、本当に不思議で、対等な立場で競争の原理が働くかということを見ると、いささかこの制度は不公平な制度じゃないかというふうに私は個人的に感じたものですから、あえてこれについて質問をした次第です。

○藤川隆夫委員長 1点目の繰り越しの多いことに関しては……。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

まず、予算の執行状況について御説明いたします。

今年度でございますけれども、今年度の、現年の予算が461億円、上半期9月末の速報でございますけれども、段階でのそちらの方の発注率が約39%、それから繰り越しの方が243億円、こちらの繰り越し部分が86%ということで、トータルでいけば大体55%の現在発注状況ということでございます。前年に比べて

ですけれども、昨年度が58%ということで若干、数%ですけれど下回っている状況にはございます。

委員御指摘のとおり、近来はやっぱり公共事業の削減が続いておりますので、従来設けておりました上半期の発注目標というものは設定しておりません。基本的には切れ目のない発注をというお願いを、7月7日に土木部長名で各振興局事業課の方に一応通知をしているところでございます。

したがって、切れ目のない発注が一番大事かなというふうには思っております。ただ、それにいたしましても、繰越額が今年度予算の大体3分の1を占めるというふうなことは、やっぱりちょっと多過ぎるというふうに思っておりますので、その削減には今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の総合評価についてでございますけれども、平成17年度から公共工事の品格法というものが制定されまして、単なる価格勝負だけではなくて、品質のバランスのとれた工事をというふうな理念が導入されました。金額だけの勝負がいいのか、あるいはそれぞれの企業が持っている技術力、あるいは施工能力というものを評価した方がいいのかと。私どもはそのバランスのとれた工事が望ましいということで考えております。

ただ、技術評価のやり方については現在も思考中でございますので、現在の評価の仕方が一番いいのかどうか、これは今後とも検証を進めてまいりたいというふうに思っております。

○田代国広委員 初めて知ったんですけども、我々は、今までは、最低価格で入札した人が予定内であれば落札者になるというふうな認識を持っておったんです。しかし、この方式に移さなきゃ必ずそうならないという点があります。そのように極めて何か不公平と

いいですか、だから施工能力がないならば別ですけども、5,000万円から1億円ぐらいの工事料なら、A1の方だったら工事経営指導を受けておられるわけですから、十分施工能力はあると思うんです。

いわゆるすばらしいより何ですか、完成度ですかを求めるのはわかりますけども、恐らくトンネル掘るとなると別ですけども、一般公共土木的な、治山もそうですけどもやれば、1億前後の工事規模だったら、恐らくA1の方すべての方が十分それに対応できると思うんです。

しかし、この総合評価方式をとられると、そこでA1だってピンからキリまであれば、どうしても技術点でこの差が出てきます。その時点で勝負あったと申しますか、競争が働かないわけです。この時点で、戦っても勝てぬとわかるんです。

例えば、1億円の予定価格を、技術点90点のA社が9,000万でしたとすれば、B社が80点の場合は8,500万にしてもとれないわけでしょう。仮にA社が90点で9,000万、B社が80点で8,000万、同じ評価値が100点になるわけですが、そういった場合どちらが落札するんですか。

○西田土木技術管理課長 計算式がありますので、そっちの計算式に基づいてということで、その工事の内容にもよりますので、ちょっと工種とか、そういうもの次第ですので、一律にそれ次第というところはございません。

○田代国広委員 計算方式といいますと、A社が90点技術点を持っておると仮定して、1億円の請負価格を9,000万円で応札したと。B社は80点しか持たないと、しかし8,000万円で応札したと。そんな場合に、評価という恐らく全部100点じゃないですか。そうでしょう。そういった場合どちらが落札者にな

るかというふうに……。

○鷹尾政策審議監 ただいま田代委員の方から御質問のありました総合評価について、少し御説明しておきたいと思います。

総合評価が導入をされました平成17年からは、本県でも試行をいたしておりますけれども、そもそも公共工事が減少していく中で、どうしても受注の奪い合いになる、受注の奪い合いは価格競争という形であらわれていくわけでございます。勢い、行き過ぎた価格競争ということで、工事の品質の低下、このあたりが大変懸念をされるというところから全国的に、国を初めといたしまして、建設会社が持っている技術力もあわせて評価する総合評価方式の導入というものが進められてきたということ、まず御理解をいただければありがたいというふうなところでございます。

高額工事につきましては、極力技術と技術提案、それから企画を組み合わせた入札方式によるべきという考え方を進めているということ、まず御理解いただければありがたいというところでございます。

御心配の点は、これは総合評価を導入する際に、会社の実績や技術者の実績等々で、どうしても受注が固定化をするのではないかと、こういう御懸念も今確かに一部いただいたところではございます。

ただ、これまで試行をかなりやってきましたけれども、特に私どもの方でそういう傾向は現時点ではないのかなというふうに考えておるところでございます。ただ、まだまだ試行中とすることで事例も少のうございませぬ。今後しっかり分析を行いながら、場合によっては総合評価の中身あたりについても若干ウエートを考えるとか配点を考えるとか、このあたりについては今後検討していく必要はあろうかと思っております。

価格のみで競争をすべきだというのも一つ御意見としてはあろうかと思っておりますが、総合

評価がそのような中で導入されてきたという点について、御理解いただきますようお願いいたします、私の方からの……。

○田代国広委員 総合評価方式の意見と申しますか、今のは十分私も認識をいたします。理解します。ただ、十分施工能力があるならば、対等な立場で競争した方が、そして立派なものができ上がった方が一番県民のためになるわけでしょう。我々が最もやらなきゃならないのは公平、公正だと思っております。そういった観点からすると、今後もう少し検討すべきところは練っていただきますようお願いしておきたいというふうに思います。

それからもう1つ、いいですか委員長。

○藤川隆夫委員長 どうぞ。

○田代国広委員 要望になりますけど、最後は。体育館工事を落札した方が、90何%でやったんだけど赤字になると言っているんです。これはもちろん、同じ積算の問題かと思いますが、県におかれましても、業者さんも工事やって応分の利益というのは当然得べきと思うんです。ところが、うちの町でもそういった積算の仕方をするとやっぱり業者いじめになるわけですから、そういった点で積算等についても暴利をむさぼるのはいけません、ある程度の良識ある利益、これが出るような積算はしていただくように要望しておきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 今のことを受けとめていただいて、考えていただければと思います。

○松岡徹委員 歳入歳出の審査を通じて、予算編成や政策展開に生かしていくということで決算委員会があると思うんですけど、きょうの土木部の審査の中でも、建設産業関係の状況の厳しさというのが今一端が出されたと

思うんですけど、それでちょっと部長に伺いますけど、差し迫ってTPPと土木関係の分析はされておりますか。ちょっと要望的なことで……。

○藤川隆夫委員長 ちょっとこれとはずれますけど、何か考えとるのですか。

○松岡徹委員 考えとりますけど。

○戸塚土木部長 今土木のいろんな公共工事につきましては、WTOというのがございまして、23億円以上と、これがTPPにおいてはどういったことになるか、そういった対象となる業者がどうなるかというのが1つあります。それがあとは労務者関係ですね、作業員関係の方が海外から来られる、そしたら技術者が来る、そういったところに対して我々日本というか、熊本県としてはどういったものを求めるということをきちんとこの際またやるということは、これまでもやってきましたし、そういったことの流れが出てくると、なおさらそこら辺を我々が求めるものは何なのかということをきちんと固めていく必要があるかなと、こういうふうに思います。

○松岡徹委員 要望的なあれですけど、おっしゃったとおり、結局は関税の撤廃だけじゃなくて、非関税障壁の撤廃も含むんですね、今度のTPPというのは。

○藤川隆夫委員長 そうじゃなからう。

○松岡徹委員 それで、例えば、WTOでは23億以上だけど、7億6,500万以上になるんです。それから、コンサル委託なんかは今2億3,000万なんだけど、750万以上になると言われておるんです。そうすると、ほとんど750万以上ですからね。

それから、分離・分割発注とか、ランク制

とか、地域指定要件とか、そういった今地方自治体でやっているやり方が、本当に一つ一つが引っかかってくる問題があるんです、労働力だけじゃなくて。

ですから、私の要望としては、建設分野でどういうことになるのかというのを精査していただいて、今度の建設常任委員会でまた聞きますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 なければ、以上で土木部の審査を終了いたします。

次に、次回は第7回委員会となりますが、11月4日金曜日午前10時に開会し、商工観光労働部と健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、御協力をよろしく願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第6回決算特別委員会を閉会いたします。

午後0時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長